

林野火災に関する火災予防条例等の一部改正の概要

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方を総務省消防庁において検討し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高める必要があるとされました。このことを踏まえ、「火災予防条例（例）」が改正されたことに伴い平塚市火災予防条例等の一部を改正し、令和8年1月1日から運用を開始します。

1 火災警報・林野火災警報・林野火災注意報について

- 消防法第22条に規定する火災に関する警報（火災警報・林野火災警報）の基準等を見直し、新たに平塚市火災予防条例に林野火災注意報を創設、林野火災の発生する危険のある気象状況の場合に発令することとした。
- 林野火災警報が発令されたときは、市長の指定する区域内の屋外で火の使用制限に従わなければならぬ。また、林野火災注意報が発令されたときは、市長の指定する区域内の屋外で火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

	火災警報	林野火災警報（新設）	林野火災注意報（新設）
根拠法令	消防法第22条	消防法第22条	火災予防条例第31条の8
対照となる火災	火災全般	林野火災に限定	林野火災に限定
火の使用の制限	市内全域 (第6号のみ※市長が指定する区域内)	※市長の指定する区域内	※市長の指定する区域内における努力義務

※市長の指定する区域は森林法第5条に規定する都道府県知事が作成する地域森林計画の対象となる区域。[ひらつかわくわくマップ](#)から確認できます。

2 発令基準

【林野火災注意報】

以下のいずれかの条件に該当する場合

- 1 前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下
- 2 前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発表された場合

【林野火災警報】

林野火災注意報の条件に加えて強風注意報が発表され、火災予防上危険であると認める場合

3 火の使用の制限

- 1 山林、原野等における火入れ
- 2 煙火の消費
- 3 屋外における火遊び、たき火
- 4 屋外における引火性又は爆発性の物品、可燃物の付近での喫煙
- 5 残火、取灰、火粉の始末
- 6 山林、原野等の場所で市長が指定した区域内における喫煙

4 「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置づけられ罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

お問い合わせ先
平塚市消防本部 予防課
0463-21-9728 (平日8:30~17:15)